

# 日本商業学会 会 則

昭和26年4月21日制定  
令和4年5月28日最終改正

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本商業学会 (Japan Society of Marketing & Distribution) と称する。

(目的)

第2条 本会は商業の理論的および実証的研究を行い、かつ関連諸学会ならびに諸機関との連絡を図り、商業学の発展を期することをもって目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 全国研究大会および研究部会の開催
- ② 会報および論集の刊行
- ③ 本会の目的に資するための国際交流
- ④ その他本会の目的を達成するための諸事業

(事務局)

第4条 本会の運営のために事務局をおく。

(部会)

第5条 本会はその事業を円滑に行うために次の5つの部会をおく。

- ① 北海道部会
- ② 関東部会
- ③ 中部部会
- ④ 関西部会
- ⑤ 九州部会

- 2 前項の部会のうち、北海道部会と関東部会をもって東日本ブロック、中部部会、関西部会および九州部会をもって西日本ブロックとする。
- 3 各部会には部会事務局をおく。

## 第2章 会 員

(会員の限定)

第6条 本会は商業の学問的および実証的研究者をもって組織する。

(会員の種類)

第7条 本会の会員は次の6種類とする。

- ① 名誉会員
- ② 正会員
- ③ 修士会員
- ④ 賛助会員 (個人賛助会員および法人賛助会員)
- ⑤ 購読会員
- ⑥ 国際交流会員

(名誉会員)

第8条 名誉会員は別に定める基準に基づいて会員総会の承認を得るものとする。

(正会員および修士会員の入会)

第9条 本会に正会員あるいは修士会員として入会しようとする者は、正会員2名以上の推薦により、各部会理事会での手続きを経て理事総会に申し込まなければならない。

2 理事総会は別に定める基準に基づいて入会の可否を決定する。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は入会を希望する者および会員が推薦する者の中から理事総会が決定する。

(購読会員および国際交流会員)

第11条 学会誌の購読のみを希望する者は所定の申込書により、本部事務局に入会を申し込むものとする。

- 2 購読会員は学会誌の購読権のみを有するものとする。
- 3 本会は、本会および本会会員による一層の国際交流に資するため、国際交流会員をおく。国際交流会員について必要なことは別に定める。
- 4 購読会員および国際交流会員については、第3章以下の規定は適用しない。

(部会への所属)

第12条 会員は第5条に定める部会のひとつに所属するものとする。ただし、購読会員および国際交流会員は、どの部会にも所属しないものとする。

- 2 所属部会は会員の申し出によるものとし、会員の住所または勤務先の所在地に拘束されない。

(会費)

第13条 本会を維持・運営するため、会員は毎年所定の期日までに年会費として次の通り納付するものとする。

- ① 正会員 10,000円  
(但し、70歳以上の会員のうち本人から申し出があった者については5,000円)
- ② 修士会員 5,000円
- ③ 賛助会員 1口 50,000円 1口以上

④ 購読会員 10,000円

⑤ 国際交流会員 10,000円

(退会)

第14条 退会を希望する者は書面をもって申し出て、理事総会の承認を受けるものとする。

2 理事総会は次の各号の1に該当する者については、会員総会の議を経て、これを退会させることができる。

1. 会費を3年以上にわたって滞納した者。
2. その他、本会の体面を汚す行為を行った者。

ただし、理事総会は当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

3 第2項の規定にかかわらず、会費を1年間滞納した修士会員および購読会員は退会したものとする。

(復会)

第15条 前条第2項第1号により退会した者が復会を希望し、退会までの未納会費を全納するときには、第9条または第10条の規定にかかわらず、会員としての資格を自動的に回復するものとする。

## 第3章 役員

(役員)

第16条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 常任理事 9名
- ④ 理事 40名
- ⑤ 本部理事 1名
- ⑥ 監事 3名

(会長)

- 第17条 会長は理事総会において投票によって選出する。
- 2 選出について必要なことは別に定める。
  - 3 会長は本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

- 第18条 副会長は東日本および西日本のブロック理事会においてブロック理事の中から投票によってそれぞれ1名を選出する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときにはその職務を行う。

(常任理事および常任理事会)

- 第19条 常任理事は次の者とする。
- ① 会長および副会長
  - ② 部会代表理事各1名
  - ③ 本部理事1名
- 2 常任理事には就任年の4月1日で年齢満65才以下の者が就任するものとする。
  - 3 常任理事は各部会および本部事務局の運営を統括するとともに、全体として常任理事会を構成し、学会の基本理念、組織、運営、財務および研究活動等、学会の枢要事項について審議、調整する。
  - 4 常任理事会はその職務の一部を委員会に付託することができる。

(理事および理事会)

- 第20条 理事の定数は各部会等に次の通り配分する。
- ① 北海道部会 3名
  - ② 関東部会 17名
  - ③ 中部部会 5名
  - ④ 関西部会 9名

⑤ 九州部会 5名

⑥ 本部理事 1名

- 2 部会理事は各部会ごとに正会員の投票によって正会員のの中から選出し、本部理事は正会員のの中から会長が指名する。
- 3 各部会には部会理事の互選により部会代表理事をおく。
- 4 理事は各所属部会において部会理事会を構成し、部会活動の企画運営にあたるとともに、全体として理事総会を構成し、研究大会の運営、学会全体または部会間の連合研究会の開催、研究プロジェクトの企画推進、その他学会の財政、組織、運営等に関する事項を審議し推進する。

(監事)

- 第21条 監事は会員総会において会員の中から選出する。
- 2 監事は学会の事業および会計について監査し、その結果を理事総会および会員総会に報告する。

(役員(の補充))

- 第22条 役員に欠損が生じたときには、それぞれの選出方法に準じて、速やかに補充するものとする。

(役員(の任期))

- 第23条 第16条に規定する役員(の任期)は選挙年次の定期総会から2年後の定期総会までの間とする。
- 2 任期途中で補充された役員(の任期)は前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は連続2期を超えて同一の役員になることはできない。

(幹事)

- 第24条 会長は学会の事業を円滑に遂行するため、部会理事会の推薦に基づいて会員の中から幹事を委嘱することができる。
- 2 幹事は会長、副会長、常任理事および理事を補佐する。

## 第4章 研究会、会議および委員会

(全国研究大会)

- 第25条 本会会員の研究成果を公表し議論するため、毎年1回、全国研究大会を開催する。
- 2 全国研究大会の運営について必要なことは別に定める。

(部会研究会等)

- 第26条 各部会は会員の研究成果の公表と相互啓発を図るため、随時、研究報告会を開催する。
- 2 各部会は他の部会と協議して連合研究報告会を開催することができる。

(会員総会)

- 第27条 本会の最高決議機関としての会員総会は会員全員をもって構成する。
- 2 会員総会の議長は会長または会長の指名する者が務める。
  - 3 名誉会員、修士会員および賛助会員は総会における議決権を有しない。

(定期総会と臨時総会)

- 第28条 会員総会は定期総会と臨時総会とする。
- 2 定期総会は毎年全国研究大会時に開催する。
  - 3 会長は、必要と認めるときは、常任理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。
  - 4 会長は、2以上の部会理事会から要請があったときは、速やかに会員総会を招集するものとする。

(常任理事会)

- 第29条 常任理事会は必要に応じて会長が招集する。

(理事会)

- 第30条 理事総会は常任理事会の議を経て会長が招集する。
- 2 部会理事会は部会代表理事が招集する。

(議決)

- 第31条 本章に定める会議における議決は出席議決権者の過半の票決によって行う。
- 2 賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会および委員長)

- 第32条 本会の事業を推進するため、本会に次の委員会をおく。
- ① 全国研究大会プログラム委員会
  - ② 学会誌編集委員会
  - ③ 学会賞審査委員会
  - ④ 情報化推進委員会
  - ⑤ 国際企画委員会
- 2 各委員会には委員長と副委員長をおく。委員長と副委員長は、別に定める場合を除き、委員の互選により選出する。
  - 3 理事会は、本会の事業の遂行に必要と認めるときは、随時、委員会を設置することができる。

(委員の委嘱、任期および補充)

- 第33条 前条の委員会の委員は常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 2 委員の任期および補充については、役員に関する規定を準用する。
  - 3 委員長と副委員長の任期は各委員会において定める。

(委員会の報告)

- 第34条 各委員会の委員長は常任理事会、理事総会、および会員総会において、その活動経過を報告するものとする。

## 第5章 その他

(付則) この会則は、令和4年5月28日より適用する。

(学会賞)

- 第35条 本会に学会賞を設け、会員の優れた研究業績をひろく顕彰する。
- 2 学会賞の審査手続きについては別に定める。

(学会誌)

- 第36条 本会会員の研究成果を公表するために、第3条の②の論集として、流通研究, JSMD レビュー, International Journal of Marketing & Distribution を発行する。
- 2 学会誌発行については別に定める。

(会計年度)

- 第37条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

- 第38条 本会則の改正は会員総会における出席正会員の3分の2以上の多数によるものとする。

(本会の解散)

- 第39条 本会を解散するためには、常任理事会および理事総会の議を経た上で、会員総会出席正会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(その他)

- 第40条 その他、本会の運営上必要な事項については、理事総会の議を経て会長が定める。

—別則規定—

- 1 名誉会員推薦規定 (第8条に基づく)
- 2 正会員入会に関する規定 (第9条第2項に基づく)
- 3 全国研究大会運営要綱 (第25条第2項に基づく)
- 4 学会賞審査規定 (第35条第2項に基づく)
- 5 学会誌発行規定 (第36条第2項に基づく)
- 6 国際交流会員に関する規定 (第11条第3項に基づく)
- 7 修士会員入会に関する規定 (第9条第2項に基づく)

## 付 則 1

# 名誉会員推薦規定

### (趣旨)

第1条 本規定は日本商業学会会則第8条に基づき、名誉会員の推薦に関する手続きを定める。

### (資格)

第2条 名誉会員は、研究業績が顕著で、2期以上本学会の役員を務めるなど、本学会への貢献度が著しい、満年齢70才以上の正会員の中から推薦される。  
ただし、社会的あるいは国際的業績などが顕著な日本人または外国人で、本会の名誉会員に迎うべきことを、特に、会員総会が認めた場合にはこの限りではない。

### (推薦)

第3条 部会理事会は、所属理事、幹事の調査結果、または、本会正会員5名以上の連記による申し出のいずれかがある場合には、審議のうえ名誉会員候補者を選出し、本人の承諾を得た後に理事総会に推薦するものとする。

### (決定)

第4条 理事総会は、各部会理事会からの推薦者につき審査し、理事総会としての推薦の可否を決定する。  
2 会員総会は、理事総会からの推薦に基づき、名誉会員としての決定を行う。

## 付 則 2

# 正会員入会に関する規定

### (趣旨)

第1条 本規定は日本商業学会会則第9条第2項に基づき、正会員の入会に関する手続きを定める。

### (入会資格)

第2条 本学会の正会員としての入会資格者は次の4者とする。

- ① 専任教員として大学（学校教育法による大学またはそれに相当すると認められる外国の大学）において商業の研究に従事している者。
- ② 大学院博士後期課程に在籍する者または在籍した経験のある者にして、商業に関する論文（修士論文を含む）を1篇以上発表している者。
- ③ 大学以外の研究所、商業高等学校等において特に商業の研究に従事し、以下のいずれかの条件を満たしている者。
  - (a) 権威ある雑誌・会報等に2篇以上の論文を発表
  - (b) 商業関係の学術著書1冊以上（共著の場合は2冊以上）を公刊
  - (c) 修士論文または課程修了の要件となる論文を提出し、大学院修士課程または専門職学位課程を修了
- ④ 実業界に籍をおく実務家にして商業の研究に携わり、以下のいずれかの条件を満たしている者。
  - (a) 権威ある雑誌・会報等に2篇以上の論文を発表
  - (b) 商業関係の学術著書1冊以上（共著の場合は2冊以上）を公刊
  - (c) 修士論文または課程修了の要件となる論文を提出し、大学院修士課程または専門職学位課程を修了

(入会申込)

第3条 本学会への入会希望者は、所属を希望する部会を明らかにしたうえで、学会所定の入会申込書を本部事務局に提出する。また、入会の審査や承認にあたって、資格を証明する業績の提出が求められた場合には、それらを提出しなければならない。

2 所属を希望された部会理事会は、理事総会での入会決定に先だって、入会の仮承認を行うことができる。

(審議)

第4条 入会資格③および④の該当者については、理事総会での入会決定に先だって、常任理事会による審議を経なければならない。

2 部会事務局は入会資格③および④の該当者について、事前審査の上、入会申込書および事前審査報告書をこの常任理事会に提出しなければならない。

3 常任理事会は、上記の該当者がここに定める資格基準を満たしているかどうかを審議する。

4 この常任理事会で審議された結果は、入会を決定するための理事総会に報告されねばならない。

(入会決定)

第5条 本学会への会員の入会はすべて理事総会によって決定されるものとする。

2 理事総会は、前年の入会決定を行った理事総会からその年の理事総会までに各部会および常任理事会が入会に関わる手続きを完了した入会希望者について、毎年4月1日以降に開催される理事総会において、入会資格①・②の該当者については承認、資格③・④の該当者については選考のうえ、その入会を決定する。

3 理事総会は、入会が決定した新会員について、その氏名を会員総会に報告しなければならない。

(新会員への通知)

第6条 入会が決定された新会員については、その旨を学会事務局より本人へ通知するものとする。

付 則 3

## 全国研究大会運営要綱

(趣旨)

第1条 本規定は日本商業学会会則第25条第2項に基づき、全国研究大会の運営に関することを定める。

(全国研究大会の開催)

第2条 全国研究大会は毎年1回、原則として、東日本ブロックおよび西日本ブロックで交互に開催する。

(開催校の決定)

第3条 開催校は、担当ブロック理事会の推薦により、原則として、開催の2年前までに理事総会で決定する。

(開催校の任務)

第4条 開催校は大会開催準備委員会を組織し、準備委員長のもとに大会開催準備事務および当日の会場準備にあたる。

2 準備委員長は、当該大会の開催に関して議論または審議するすべての会議に出席するものとする。

(統一論題の決定等)

第5条 全国研究大会の統一論題、趣意書およびプログラムは常任理事会で決定する。

2 常任理事会は、前項の原案を作成するため、若干名の正会

員からなるプログラム委員会を組織する。プログラム委員は常任理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 3 プログラム委員会は、担当する全国研究大会の運営に関して必要な事項を審議し、常任理事会に上申する。

(全国研究大会時に開催される理事会および役員会)

第6条 全国研究大会時にあわせて、常任理事会、理事総会、および各委員会を開催する。

#### 付 則 4

## 学会賞審査規定

(趣旨)

第1条 本規定は日本商業学会会則第35条第2項に基づき、学会賞の審査に関する手続を定める。

(種類)

第2条 学会賞 に 著書部門と論文部門を設ける。

- 2 著書部門 は優秀賞、奨励賞の2種とし、論文部門は『流通研究』優秀論文賞、『IJMD』優秀論文賞の2種とする。
- 3 優秀賞は会員の単独の著書および会員のみによる共著書の中から、流通・マーケティング研究の発展に大きく寄与する特に優れた業績に授与する。
- 4 奨励賞は会員の単独の著書および会員のみによる共著書の中から、流通・マーケティング研究の発展に寄与するとともに、将来の研究の一層の発展を期待させる業績に授与する。
- 5 『流通研究』優秀論文賞は、『流通研究』に掲載された論文の中から、特に優れた論文に授与する。
- 6 『IJMD』優秀論文賞は、*International Journal of Marketing & Distribution*に掲載された論文の中から、特に

優れた論文に授与する。

(決定)

第3条 理事総会は学会賞審査委員会の提案に基づいて学会賞を決定する。

(提案)

第4条 学会賞審査委員会は授賞候補業績の提案にあたって、その選考理由を理事総会に報告しなければならない。

(対象期間)

第5条 優秀賞および奨励賞の対象となる会員の業績は、大会開催年の前1年（1月1日から12月31日まで）に刊行されたものとする。

- 2 『流通研究』優秀論文賞、『IJMD』優秀論文賞の対象は、それぞれ大会開催年の前1年（1月1日から12月31日まで）に刊行された『流通研究』、*International Journal of Marketing & Distribution*に掲載されたものとする。ただし、シリーズ論文の場合には、当該シリーズが完結した翌年次に、それに先行する年次に公表された論文を含めて審査の対象とすることができる。

(推薦の委嘱)

第6条 学会賞審査委員会は、『流通研究』優秀論文賞および『IJMD』優秀論文賞の候補作の選考を『流通研究』編集委員会と『IJMD』編集委員会に委嘱することができる。



## 学会誌発行規定

(趣旨)

第1条 本規定は日本商業学会会則第36条第2項に基づき、学会誌の発行に関することを定める。

(編集長および副編集長)

第2条 本会に各学会誌の編集長および副編集長をおく。

(編集長および副編集長の選出)

第3条 編集長と副編集長は会長が常任理事会に諮り指名する。

(編集長の任期)

第4条 編集長の任期は原則として1年とし、連続2期を越えて再任できないものとする。

2 任期は定期総会から翌年の定期総会までの間とする。

(編集委員および編集委員会)

第5条 編集長は編集を円滑に遂行するため、編集委員を指名する。

2 編集委員の任期は原則として2年とし、連続2期を越えて再任できないものとする。

3 各学会誌の編集長、副編集長および編集委員は、各学会誌の編集委員会の構成員として担当する学会誌の編集を行う。

(学会誌編集委員会)

第6条 各学会誌の編集委員会の上位の意思決定機関として、各学会誌の編集長からなる学会誌編集委員会をおく。

2 学会誌編集委員会の委員長は、『流通研究』の編集長が担当する。

## 国際交流会員に関する規定

(趣旨)

第1条 本規定は日本商業学会会則第11条の3に基づき、国際交流会員について必要なことを定める。

(入会)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者で、国際交流会員になろうとする者は、本人または代理人を通じて入会を申し込まなければならない。

- ① 本会の元正会員あるいは修士会員で他国に移転した者
- ② 日本の大学院博士課程に在籍し、その後他国に移転した者
- ③ 日本の大学院において博士の学位を取得して他国に移転した者
- ④ その他会則第11条の3の趣旨に合致すると会長が認めた者

2 現正会員または修士会員が国際交流会員に移行する、あるいは元正会員または修士会員が国際交流会員になることを希望する場合は、次の各号の条件を満たすものとする。

- ① 改めて国際交流会員として入会申し込み手続きを行うこと。
- ② 現正会員または修士会員の場合は、申し込み手続きをした年度末までの会費を完納していること。
- ③ 元正会員または修士会員の場合は、会則第14条2項に基づき退会処分となった経験を有しないこと。

3 入会・移行の可否は理事総会において決定する。

(役割)

第3条 国際交流会員は、本会または本会会員との国際交流に努め

るものとする。

(権利)

- 第4条 国際交流会員は本会の各種研究会に参加し、報告の申請(申し込み)をすることができる。
- 2 国際交流会員は本会の学会誌の購読および論文の投稿をすることができる。

(退会)

- 第5条 国際交流会員の退会については、日本商業学会会則第14条の規定に従うものとする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、国際交流会員がその目的に反する行為を行ったと認められるとき、会長は常任理事会の議を経て、当該会員を退会させることができる。

付 則 7

## 修士会員入会に関する規定

(趣旨)

- 第1条 本規定は日本商業学会会則第9条第2項に基づき、修士会員の入会に関する手続きを定める。

(入会資格)

- 第2条 本学会の修士会員としての入会資格者は、大学院修士課程(博士前期課程)および専門職学位課程の在学者で、在学年数が標準修業年数内の者とする。
- 2 但し、標準修業年数を超過して引き続き修士課程もしくは専門職学位課程に在籍し、修士会員として学会に参加を希望する者は、再度入会手続きを行うものとする。

(入会申込)

- 第3条 本学会への入会希望者は、所属を希望する部会を明らかにしたうえで、在学証明書を添付して学会所定の入会申込書を本部事務局に提出する。
- 2 所属を希望された部会理事会は、理事総会での入会決定に先だって、入会の仮承認を行うことができる。
- 3 理事総会で入会が決定する前年度に入会申込を行う場合、その翌年度4月1日時点における修士課程もしくは専門職学位課程の在籍証明書を、所属を希望する部会事務局を通じて理事総会に提出しなければならない。この在籍証明書が提出されない場合には、部会理事会における入会の仮承認にもかかわらず、入会申込を辞退したものとする。
- 4 入会申込から入会を決定する理事総会までの期間において入会希望者が大学院博士後期課程に進学した場合、入会のためには理事総会までに正会員としての入会申込手続を取らなければならない。

(入会決定)

- 第4条 本学会への入会はすべて理事総会によって決定されるものとする。
- 2 理事総会は、前年の入会決定を行った理事総会からその年の理事総会までに各部会が入会に関わる手続きを完了した入会希望者について、毎年4月1日以降に開催される理事総会において、その入会を決定する。
- 3 理事総会は、入会が決定した新会員について、その氏名を会員総会に報告しなければならない。

(新会員への通知)

- 第5条 入会が決定された新会員については、その旨を学会事務局より本人へ通知するものとする。

(退会)

第6条 修士会員は大学院修士課程（博士前期課程）もしくは専門職学位課程を修了もしくは退学した時点において退会したものである。なお引き続き本会に参加を希望する者は、正会員としての入会申込手続きを取らなければならない。